

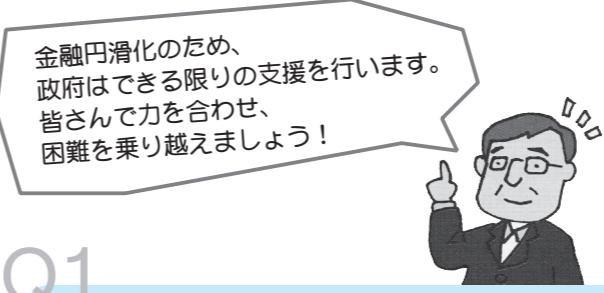
中小企業金融円滑化法が

平成21年12月4日に施行されました!

「中小企業金融円滑化法」は、中小企業や住宅ローンを組んでいる方々からの相談に対し、金融機関(※)が貸付条件の変更等に応じるよう努める制度です。

※銀行、信金・信組、労金、農協、漁協及びその連合会、農林中金

金融円滑化 Q & A



Q1

「中小企業円滑化法」によって、「貸付条件の変更等」を受けられると聞きましたが。

まずは、ご利用の金融機関にご相談ください。今後の経営改善計画、返済計画を検討した上で、その実現に必要な貸付条件の変更等を行うことになります。また、経営改善計画がなくても、1年以内に計画を策定できると見込まれば、先に貸付条件の変更等を行った上で、金融機関と一緒に計画の検討を行うこともできます。

Q2

「貸付条件の変更等」とは、元本の返済猶予を意味するのですか。

それだけではありません。元本の返済猶予以外にも、例えば、返済期間の延長や、旧債の借換えなど、債務の弁済負担の軽減を行うすべての措置が含まれます。

Q3

金融機関に「貸付条件の変更等」を申し込みましたが、応じてもらえませんでした。

他の取引金融機関や、信用保証協会等に相談してみましょう。この法律は、各金融機関が、他の金融機関や信用保証協会、政府関係金融機関等との連携を図るよう求めています。

Q4

「貸付条件の変更等」を受けたことを理由に、新規融資を断られることはありませんか。

そのようなことはありません。個別の融資は各金融機関が借り手の信用力等を踏まえて判断しますが、貸付条件の変更等の履歴があることのみを理由に新規融資を拒絶することがないよう、金融庁より金融機関に対し検査・監督が行われます。

Q5

政府系金融機関等にも「貸付条件の変更等」を申し込むことができますか。

お申し込みできます。政府関係金融機関や信用保証協会に対しては、従来から、貸付条件の変更等に柔軟に対応するよう監督官庁より要請が行われています。また、セーフティネット貸付や緊急保証制度など、新規融資につながる制度も使えます。

平成22年1月28日
第2次補正予算が成立

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」として
おもに下記の金融対策が盛り込まれています。

今後の金融対策は?

セーフティネット貸付等の延長・拡充

日本政策金融公庫や商工組合中央金庫等のセーフティネット貸付等の期限延長や貸付枠の拡充および、金利引下げ措置等が継続・強化されます。

「景気対応緊急保証」の創設

現行の緊急保証制度について、その対象業種の指定基準や利用企業の認定基準を改め、現下の厳しい経済状況において例外業種を除き、全業種の中小企業が利用可能となるような使い勝手を高めた保証制度に変更されます。

困ったらどこに相談すればよいですか?

- まずは、ご利用の金融機関にご相談ください。
- 中小企業金融円滑化法について
 <金融庁> 03-3506-6000 (代表)
 HP http://www.fsa.go.jp/
 - 信用保証制度等、公的金融について
 <中小企業庁金融課> 03-3501-6280
 <中部経済産業局> 052-951-2748

がんばっている皆さんを支援します!

東西銀行

店の売上げが落ち込んでいます。返済の相談に乗ってもらえませんか。

もちろんです。「中小企業金融円滑化法」の施行を受け、当行では、返済のご相談に従来以上に前向きに対応しております。

東西銀行

御社は新メニュー開発や仕入れコスト削減を積極的に進めておられますね。それでは、返済期間を延長し、一緒に経営を改善していきましょう。この機会に、他行からの借入れも相談してみませんか。

南北銀行

わかりました。東西銀行と連携して、当行でも返済期間を延長しましょう。